

開 会 午後 1時30分

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成26年第4回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

6番、東梅康悦君及び7番、小松則明君を指名いたします。

---

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○

日程第 3 承認第 1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告  
に関し承認を求めることについて

日程第 4 報告第 3号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第 5 報告第 4号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第 6 報告第 5号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 7 報告第 6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 8 報告第 7号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 9 議案第45号 業務委託契約の締結について

日程第10 議案第46号 業務委託契約の締結について

日程第11 議案第47号 工事請負契約の締結について

日程第12 議案第48号 業務委託変更契約の締結について

日程第13 議案第49号 沢山地区幹線道路整備事業実施協定の一部を変更する協

定の締結について

日程第14 議案第50号 防災集団移転促進事業沢山団地造成業務実施協定の一部  
を変更する協定の締結について

日程第15 議案第51号 (仮称) おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施  
協定の一部を変更する協定の締結について

日程第16 議案第52号 平成26年度大槌町一般会計補正予算(第1号)を定め  
ることについて

日程第17 議案第53号 平成26年度大槌町下水道事業特別会計補正予算(第1  
号)を定めることについて

○議長(阿部六平君) 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専  
決処分 of 報告に関し承認を求めることについてから日程第17、議案第53号平成26年度大  
槌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについてまでの15件を一括議  
題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総  
務部長。

○総務部長(平野公三君) 平成26年大槌町議会第4回臨時会における承認1件、報告5  
件、議案9件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求め  
ることについては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、4  
月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、  
大槌町町税条例の一部改正の専決処分を行ったものであります。

報告第3号及び報告第4号損害賠償額の専決処分については、公用車による接触事故  
の損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第5号から報告第7号までの工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、  
変更契約による専決処分の報告であります。

議案第45号業務委託契約の締結については、町方地区公共下水道施設整備事業業務委  
託の契約であります。

議案第46号業務委託契約の締結については、町方地区上水道施設整備事業業務委託の  
契約であります。

議案第47号工事請負契約の締結については、浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安

渡地区及び小枕・伸松地区他第2期工事の契約であります。

議案第48号業務委託変更契約の締結については、町方地区防災集団移転促進事業業務委託の変更契約であります。

議案第49号沢山地区幹線道路整備事業実施協定の一部を変更する協定の締結については、測量、調査、設計の結果、道路等整備工事費及び用地取得費の増額が見込まれるため、経費の限度額を変更する協定を締結するものであります。

議案第50号防災集団移転促進事業沢山団地造成業務実施協定の一部を変更する協定の締結については、測量、調査、設計の結果、造成工事費及び用地取得費等の増額が見込まれるため、経費の限度額を変更する協定を締結するものであります。

議案第51号（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の一部を変更する協定の締結については、測量、調査、設計の結果、造成工事費及び用地取得費等の増額が見込まれるため、経費の限度額を変更する協定を締結するものであります。

議案第52号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、道路、橋梁工事に伴う測量設計業務委託、臼沢橋外橋梁改修工事、復興整備事業管理支援業務委託及び下水道事業特別会計への繰り出しによる増額補正により、歳入歳出それぞれ1億3,656万円を増額し、歳入歳出総額を503億9,656万円とするものであります。債務負担行為につきましては、追加1件の補正であります。地方債につきましては、追加1件の補正であります。

議案第53号平成26年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、大ケ口、柁内、寺野地区の下水道整備による増額補正により、歳入歳出それぞれ6,680万円を増額し、歳入歳出総額を34億184万4,000円とするものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の本条例の一部改正につきましては、現下の経済状況等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点及び税制の抜本改革を着実に実施するため、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として4月1日から施行されることになったことに伴い、3月31日付で本条例の一部を改正する条例の専決を行ったものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税関係では、1ページ、本則第138条第3項の後期高齢者支援金等課税限度額を14万円から16万円に、第4項の介護納付金課税限度額を12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものであります。

また、2ページ、本則第145条第2号及び第3号の規定は、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得の算定方法の改正であり、低所得世帯に対する軽減措置の拡充を図るものであります。

町民税関係では、8ページ、附則第8条第1項の規定の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を平成30年度までの3年間延長する改正であります。

また、9ページ、附則第17条の2第1項及び第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を平成29年度までの3年間延長する改正であります。

固定資産税関係では、9ページ、附則第10条の3第9項の耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置の創設による改正であり、当該適用を受けようとする者がすべき申告の内容であります。

また、10ページ、附則第28条は、移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置の廃止による改正内容であります。

附則についてであります。第1条は施行期日、第2条が町民税について、第3条は固定資産税について、第4条が国民健康保険税についてそれぞれの経過措置の規定であります。

以上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し

承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 報告第3号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長(阿部六平君) 日程第4、報告第3号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平野公三君) 報告第3号損害賠償額の専決処分についてご報告申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1、損害賠償の相手方、尾林ウメ。岩手県上閉伊郡大槌町桜木町15番18号。

2、損害賠償の額、7万1,090円。

3、示談の内容、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

4、損害賠償の原因、平成26年1月11日午後2時10分ごろ、上閉伊郡大槌町桜木町15番18号路上において、職員の運転する車両が町所有の木柱に接触し倒壊したことにより、相手方所有の電線、雨どい及び壁面に損傷を与えたものである。

専決処分日は、平成26年4月17日であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第5 報告第4号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長(阿部六平君) 日程第5、報告第4号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平野公三君) 報告第4号損害賠償額の専決処分について報告申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1、損害賠償の相手方、東日本電信電話株式会社岩手支店。岩手県盛岡市中央通一丁目2番2号。

2、損害賠償の額、9,053円。

3、示談の内容、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

4、損害賠償の原因、平成26年1月11日午後2時10分ころ、上閉伊郡大槌町桜木町15番18号路上において、職員の運転する車両が町所有の木柱に接触し倒壊したことにより、相手方所有の電話線に損傷を与えたものである。

専決処分日は、平成26年4月17日であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 一応確認のためにお伺いするんですけども、前のと今度で一つの同じ事件なんですけれども、その前に随分最近職員の交通事故が多いなというように感じられます。専決処分、専決処分と来ると、何となくみんなそれなりに疲れているからと言えればそれまでだけでも、なるべく事故を起こさないように、まして人身事故でもあれば大変だなという思いで質問するんですけども、まずこの木柱にぶつかって前のほうは相手方の雨どいとかそういうものを壊した、そして、電線も壊したということの損害賠償ですけども、片方は相手方の所有の電話線をということですけども、やはり電気のほうと電話のほうではそういう賠償責任というのは出てくる、電話は来るのかなと思うんですけども、電気のほうはなかったのですか。それもひっくるめて7万1,000幾らなのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えします。

桜木町の木柱があるんですけども、それには電話線がついておりました。報告第3号では、その電話線が家の壁面についていました、それがびゅんと倒れたものですから、引っこ抜いてその家の壁面がばあっと壊れたということです。それで今回のNTTの分、報告第4号に関しましては、その倒れた電線の電話線の損害賠償でございます。電気の線は、その木柱にはついておりませんでした。あくまでも電話線でございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第6 報告第5号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第6、報告第5号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、次のページの専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、その他町道小松野前短線（小松野橋）橋梁補修工事。

2、契約の相手方、岩手県花巻市東和町安俵2-11、株式会社大久保建設、代表取締役 大久保憲一です。

今回変更した専決処分の内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額5,649万円を161万4,000円増額し、5,810万4,000円に変更いたしました。

次のページの資料をお開きください。

変更理由は、震災復興事業等で労働者が不足している状況にあり、平成25年度内の工事の完了が困難になったことから、工期を7月23日に変更するものであります。また、それに伴い、消費税増税分を増額、変更するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部義正君。

○13番（阿部義正君） この工事は、1月24日の臨時議会で工事請負契約の締結ということで議会の議決を経ておりますが、この業者との契約はいつの日行ったのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 仮契約は1月15日に行っております。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 仮契約ということでございますが、1月15日に契約したということで、この時点で契約したということであれば、4月以降の消費税の増額分8%となったのも変更しなければならないか、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 実は、この工事の契約内容について補足というか説明させていただきます。この事業そのものは、実際平成24年度の事業でございまして、既に一度25年度に繰越明許しております。その中で、25年度で今回のような橋梁補修工事は、何

度も不調になってございまして、とうとう最後の1月の中で何とか契約できたと。ただしこの場合、繰越明許を2度とることはできなかったのも、あくまでも年度末の契約ということで一つの契約をしたと。そういう中で見れば、その時点でも、ある程度この工期の中では終わらないということは予測がついていたんですけれども、そういった事情については業者とも協議しまして、一度3月31日年度内までの契約をさせていただいている。今回改めてこの事故繰越という形で繰り越しさせていただきまして、こういった形に変更契約したという内容でございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 今変更理由の中では、労働者が不足している状況にあると、これは一般の建設業者、民間事業者もそうなんです、工期が7月23日までということになります、どうなんですかね。いろいろな工事発注していると思うんですが、今後、この工期がおくれていくとか、そういうのは大丈夫でしょうか、その辺は。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そういった部分については、いろいろ業者とも協議しまして、できるだけ工期内で終わらせていただくようにしていますけれども、なかなかそういった中では延びている現状もございます。今回の場合、今申し上げたように、当初から年度内での工期の消化は難しいということは想定されてございましたけれども、そういった中で今回こういった事故繰越ということになってございます。

あと、先ほどの消費税の話なんでございますけれども、基本的に消費税については、25年度内にできた分については消費税は5%、それから26年度になった分に関しては消費税が8%になります。今回の分においては、年度内での出来形ができていなかったということでの8%の増額分ということになります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第7 報告第6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第7、報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、次のページの専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、白沢地区雨水排水路整備工事。

2、契約の相手方、岩手県釜石甲子町第10地割461番地10、株式会社カネナカ、代表取締役 山崎 巍です。

今回変更した専決処分の内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額7,615万7,550円を5万8,020円増額して、7,621万5,570円に変更いたしました。

次のページの資料をお開きください。

変更理由は、平成26年3月に発生した大雪の除雪作業のため、現場の工程がおくれたことによることと、その積雪の影響により工事製作品の搬入がおくれ、工事の完了を平成26年4月25日まで延ばすものです。また、それに伴い、平成26年度完成に係る消費税増税分を増額、変更するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第8 報告第7号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第8、報告第7号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） それでは、専決処分書をお願いいたします。

1、契約の目的、仮設グラウンド整備工事。これは北小跡地に整備したものでございます。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役 天満昭広でございます。

3、変更内容、契約金額変更前9,387万円を230万6,520円減額し、変更後9,156万3,480円とするものでございます。

専決年月日については、平成26年3月31日でございます。

次のページをお願いいたします。

変更理由でございますが、減額理由については、防球ネットの支柱が沈まないようにくいを見ていたんですが、その部分が良好な地盤だということでそれが不要になったという部分での大きな減額要件であります。一方で、ふえる分もございまして、トイレの

関係なんです、それについては、きりり商店街のトイレを借用する、そのために泥を持ち込まないように足洗い場をつけてほしいということでそれを設置しました。あと、地盤の中に、地中の中に北小の前の構築物が一部残っていたと、その分を撤去したといった増額理由でございます。さらに、これもなんです、3月20日あたりの積雪のために、この表層工の工事ができませんでした。そのために、3月31日までに終わらなかったんですが、それで4月25日まで契約期間を延長しております。その関係で、消費税の増も含んでいるということでございます。最終的には、230万6,520円を減額して、契約金額の変更を行ったものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この中でちょっと気になったのが、旧大槌北小学校の構築物が残っていたという点です。今回の震災で瓦れき撤去、それから地盤の中の部分もコンクリート等撤去ということで業者にそれなりに予算をつけて支払っているわけです。その後に残っていたものが出てきてまた支払いが出てくるという二重の部分が出てきているのかなというふうに思うんですが、この辺は問題がないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 瓦れき処理の処分につきましては、でき上がった出来形によって処理してございます。今回ちょっと一部残りしましたが、これについてはその部分の金額を支払ったということはございません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） その処理した量によって金額は支払っているということなんです、ただ心配されるのが、今後、町方地域を含めてこれからいろいろなものを建設しようとするときに、そういった構築物が残っていないかどうか、その辺が心配されるわけです。それで、瓦れき処理の形で処理するときには、処理する場所があって、単面的にも総合的に見て安くできたはずが、今度は単独で処理となると金額的に高いものにつくのではないかなと考えるわけです。そういった部分で今後のことを心配するんですが、その予想的な部分、心配される部分はないのかどうか、その辺がちょっと気になりました。その辺、今後の部分についてはどうお考えかをお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 一般的なこういった構造物の撤去という部分については、本来は産業廃棄物として処理すべきものですが、今回は震災特例ということで、一

般廃棄物処理させていただいてございます。その中で、補助事業を受けて撤去しているわけですが、その中で、補助の枠の中でできる範囲については、できるだけそれを使ってやってございます。ただ、一部できない部分があったりして、例えばこの区画整理地内にも残っているようなところがあるんですけれども、それについては区画整理事業の補助のほうでの撤去ということでやってございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） グラウンドが早い時期に完成してよかったなと思っております。

それで、私もグラウンドも使わせてもらいました。随分立派だなと思っております。ただ、デジガケなせいか少しかたいなという感じはしておりますが、利用している方々から、何か利用してからの声が聞こえてこないのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） でき上がった以降の一般の方々への管理、利用に供する部分として生涯学習課が担うんですが、現実的なところとすると、北小のほうの利用については、特段私のほうにはいろいろな情報は入っていないんですが、病院前のほうの野球グラウンド、物すごく風が強い関係でボールがころころ飛んでいくと、流れていくということなものですから、その辺をどういうふうに、何か対応できないかという声はありますが、今現実的なところとすると、フェンスをどうこうということではなくて、別の方法なども多分考慮する必要がきっと出てくるかと思うんですが、いずれまだ実態、現実的に現場に行ってボールが転がるという状況を私たちが確認するということまで至ってはいませんが、いずれ利用者側の不便を解消するということに関しては、誠意努力していきたいというふうに思っています。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） そうなんですね、すごく風が強いです。ボールが転がるというよりも、今の時期は南風ですかね、海のほうから風が吹いてきている状況なんですけど、これが秋から冬にかければ今度は西風が変わってくるわけです。すごい強い風が吹いてくるわけなんですけど、そうすると、下のほうには産業地域が今度できるわけですね。そうするとその産業地域のところに相当なほこりなんか飛んでいくんじゃないかということも懸念されます。そういうところを考えれば、グラウンド、これからのこともありますが、芝生なんかにしたらいんじゃないかなという考え方も持つんですが、その辺はどうでしょうか。町長、その辺の考え方、すごいいいんじゃないかと思うんですが。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） 現状、仮設ということで整備したという状態でございます、いろいろ風の問題もあつたり、本設ではないということでご不便をおかけするということは多々あるかなというふうに思っておりますけれども、町としてまず当面の間、どういふふうなことで運用できるか、利用者の声を聞きながら、改善すべきは改善していかなくちゃいけないなというふうに思っておりますし、いろいろとトイレがないですとか、倉庫があるとか、そういう問題もあると思いますので、いろいろ利用者の声を聞きながら対処できることはやっていきたいなと思います。ただ、芝生については、まだ仮設の状態ですので、これから本設化を今後していかななくちゃいけないということで、それについて復興庁や国交省と相談していきながら、今後、住宅整備が本格的に進んできたという段階で、仮設の本設化ということも考えていきたいと思っております。その中で、芝生化するかどうかについても、まずは担当課で検討を進めながら調整していきたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） そうですよ、とりあえず仮設だということですよ。そうすると、本設のグラウンドというのは、候補地として上町もそういう町民の広場をつくりたいなという、以前からそういう話は聞いておりますが、上町のほうに本設のグラウンドができるということも考えられますかね。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今栄町のほうに仮設の、もう一つ足りないということで、グラウンドをつくらうとしてございます。どちらかという、新町のほうは野球場をメインとしたもので、栄町のほうはサッカー場をメインとした仮設グラウンドと。ただ、実際今本設については、復興庁と協議を進めているんですけども、今の交付金事業の中ではかなり難しいという話をされていまして、まだまだ協議を続けている最中でございます。まだきちんと財源確保ができておりませんので、そこら辺がある程度めどがついた段階で、いろいろ協議させていただきたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 北小のグラウンドから新町、それから栄町まで関連づけていっていますけれども、私も、3つ一緒にお聞きします。

まず、この栄町のほうはこれからつくる仮設ということでつくります。それから北小、

新町、栄町、これってどこが使用するか、どこの専用の使用する人たちがいるんだって、そういう決まりはつくってあるんですか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 北小のグラウンドについては、7月まではあれですが、8月からは高校専用になります。クラブとか授業に使うという状況になります。あと新町については、高校の野球部がクラブ活動に使うといった状況になります。あとそれから、栄町のほうができれば、小中一貫校のほうで栄町のグラウンドを使うという状況になります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 高校もいいです。高校にはいろいろ多大な、小中一貫校の部分とかそういう部分で迷惑かけるという話の中、それから野球も大事でしょう。ただし、野球も大事でしょうと言いながら、大槌町にはスポーツ少年団からいろいろございます。その部分にも、多種多様な対応をすることで今の大槌町ではないのかということを手頭に入れて、ここはここの利用だからもう使わせない、そういうことのないような方向で考えていただきたいが、それについてのご回答をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） 管理については、生涯学習課で所管するということになってございます。それでその利用調整はやるということになりますので、あいた時間とかその部分については貸せるようになるということでございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ちょっとそのトイレのこと。当分の間商店街のトイレを使って、ここを読んでみると、足洗い場を追加したと。何かちょっとおもしろいなと思って見ていたんだけど、実際に運動中の子供たちが一々行って足を洗うとか、特に雨天時なんかはとんでもなく汚れるわけですね。しかも、今度はいくみ取りや何かもいろいろ関連してくるんだけど、余り商店街のトイレには関係持たないほうがいいと思うんだけど。グラウンド独自にトイレを設けると、どうですかその辺。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） トイレの使用に関しては、きりり商店街のほうと協議した結果もあります。あそこのトイレは浄化槽を使ってきちんとしたトイレになっているということもありますので、そこら辺を協議したと。それで協議する中で、商店街のほうか

ら要望がありまして、足洗い場をつけてほしいということでございましたので、そういったことでその経過で設置したものでございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 足洗い場と言っても、終わって帰るときならわかるけれども、運動中の足洗い場というのが、ちょっと理解できないんです。だから、迷惑かけないように、一般客が来るわけだから、商店街には。しかも、私も何回か利用したことあるんですけども、決して広いトイレでもないし、子供たちが使えばもう汚すというのはわかっているんですよ。どうなんでしょう。あと、願わくばトイレもそうなんだけれども、手洗いだとかそういうのも設備したんですか。仮設グラウンドの中に手洗いだとか、洗い場なんか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） グラウンドの中には、設備として水洗い場、手洗い場は設置してございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私、何十年という経験のもとに言ってるの。体験のもとに言っているんですよ。しかも、今度また一貫校の関係もあるわけですよ。一貫校のグラウンドが完成するのにも、2年3年かかるわけですよ。そうすると、高校生なんか、一般の青年の方々の利用なんかも考えられますけれども、いずれきりりとは余り関係を持たないで、ひとつトイレの設置を前向きに考えていただきたいということで、何か教育長ありましたら。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今のトイレの利用につきましては、高校とも協議をしまして、子供たちの公衆道徳の意識の高揚を図りながら町の大事な施設であるということも踏まえて、使い方については十分な指導をいただいて、それから高校生もお掃除するとか、足洗い場というのはいわゆる靴底についた泥をトイレに持ち込まないようにというようなことで設けてございますので、その辺は高校と協議しながら子供たちの意識の高揚を図りながら、みんなでうまく使っていく、少ない施設ですので、それをみんなでお互いに分け合って譲り合って使っていくということ、子供たちには十分指導してまいりたい、そのように思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） ちょっと、今後藤先生の話で思い出して、新町の野球場のトイレの話は、この前聞いたときつける話も前向きにという話。それと、やっている子供たち、あそこの広い部分に対して、散水の道具って借りてありましたっけね。結局、野球をする子供たちと、やはり手洗い場、仮設でもいいので、本設は後からちゃんとしたものをつくるということで、やはり子供たちを大切にするいろいろな部分に対して、高校生も専属になるかもわからないし、その他もろもろの方も入ったときに、じゃあどこで用を足すのと、どこで手を洗うのと、やはりそういうアフターの件で前向きにやるという方向でよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） トイレについては、そういった要望があれば、それに応えるという中ではいろいろ限界はあるかと思えますけれども、そういった部分では、特にできるだけ使い勝手のいいような施設にしたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第9 議案第45号 業務委託契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第45号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 契約の目的、町方地区公共下水道施設整備事業業務委託。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、10億9,488万2,000円です。

契約の相手方は、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、岩手震災復興支援本部長 森本 剛です。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成26年4月15日に行っております。

参考資料をごらんください。

委託期間は、平成26年5月1日から平成30年3月31日を予定しております。

実施理由は、既に業務委託契約している町方地区の土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業とあわせて、公共下水道施設整備工事を独立行政法人都市再生機構に委託す

ることにより、復興事業の加速化を図るものです。

業務内容は、町方地区污水管延長9,500メートル、公共污水ます860カ所、雨水管延長2,500メートルです。また、寺野地区においては、污水管延長860メートル、公共污水ます40カ所、雨水管延長100メートルです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 何点かお尋ねいたします。

まず1点目に、このURがやる工事は、前から言われているとおり、CM方式ということでやっているということでもあります。CM方式、いろいろよいところがあるようで、今回も道路の関係があつて、一括でやったほうがいいんじゃないかというご説明です。確かにそれはわかります、賛成です。CM方式によります地元業者の活用というのがまず一つのネックになってくると思うんですけれども、この公共下水、そして次の議案にはその上水道の関係もありますけれども、地元業者の活用をどのように、発注者としてURのほうに指導していくのか、そこら辺お尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 一応、町からは都市再生機構とこういった業務委託の契約をして、委託ということでお願いしてございます。この先はまた、今度はUR再生機構は、今の町方復興CMrというところと今後契約していくという内容になっております。町方復興CMrにおいては、基本的には詳細設計と施工、発注というところがございまして、まず大きく専門業者とそれ以外の業者ということで分けてございまして、基本的には専門業者、いわゆる専門的にそこでなければできないような業者以外は、基本的には一般の町方業者を中心に、その部分では普通の入札をかけてございます。一般競争入札に近い形でかけてございます。ただ、一般競争入札とはいいながらも、その中では点数制度をとってございまして、地元業者の人はかなり重く配点がかかるようになってございまして、基本的にはその地元業者で応札した業者には、今のところ大体は入っているという状況でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

それでは、その町方地区の污水柵を860個設置するという内容でございしますが、現時点でどの程度の方々がこの町方の整備されたところに再建されるか、つかんでいる数字

があるのであれば教えていただきたいなと思うんですけれども。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっとその町方地区の再建する数については、今はないですけれども、基本的に公共汚水ますですけれども、再建等にかかわらず、その土地の持ち主の1区画に1カ所ずつつけていくという考えでございます。それで860、これは概略でございまして、今後またこういった形で、詳細設計はまだこれから発注していきますので、今後この数は大きく変わっていくものと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。それでは、ちょっとまだわからないので、後でそのようなところがあったら教えていただきたいと思います。

寺野地区のこの40カ所の汚水ますの関係なんですけれども、この別添の資料等を見ますと、黒く枠になっているところは既存住宅があるように私理解しているんですけれども、この40カ所ということは、今既存住宅が建っているところにこの40戸余りの汚水ますを設置するということよろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この40戸というのは、既存の下水道の区域のものと、それからこれから整備していく先行団地の分を合わせて40戸ということでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今の東梅康悦議員の質問に対して関連してお聞きします。この宅地ます、町方地区に860。同じような質問になりますけれども、これはやはり区画整理事業という中でやられるわけですから、そこに住宅が再建されるという見通しのもとにされるものだと思うんです。それで現在、先ほど質問した内容、どの程度の人がそこに戻って住宅を再建するか、この数字と合致しないとおかしいのではないかなと私は思うわけです。逆に、区画整理事業でやるわけですから、この860という数字のもとに区画整理事業が行われなければいけないものだと思うんです。実際に住む人がこれより減るということになれば、過剰投資ということになるわけですよ。その辺の部分、数字をきちんとお答えをお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 何度も申しますように、これはまだ概略の部分でこういった形で発注するものでございますので、今後詳細、あるいは区画整理の仮換地等が決まっ

てまいれば数は決まってくると思います。あと、再建の数イコール汚水ますの箇所というところでございますが、一般的な宅地で、更地であっても汚水ますは設置しますので、いつの時点の再建意向があるかどうかは別としても、基本的には宅地には汚水ますは設置する。ただ、広がったりして、その後の整備によっては変わるかもしれないというときには、ある程度猶予という形にはしますけれども、基本的には積極的に宅地には、そこに建とうが建つまいが、意向を判断して、その位置に汚水ますを設置していくということになっています。また、普通であればそこでまた受益者負担金が出てくるという話なんですけど、今回この区画整理地内は2度目のこういった災害復旧のような形でやりますので、それは出てきませんが、基本的には供用開始の告示をしますので、その部分については、基本的にはできるだけ汚水ますは設置していきます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それでは、質問の中でちょっと、その860に、住宅地にそれぞれ区画の中に設置するのはわかります。ただ、この区画整理事業に関して、いつまでに住宅を再建しなければいけないという規定等はないのでしょうか。いつまでも半永久的に整備したままでオーケーなのかどうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 期限はございません。基本的には、その人の土地に使用収益の開始と、こういった下水道の供用開始の告示をしてお返ししますので、その後はその方々の再建なりのスケジュールでやっていただくということになります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第45号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第46号 業務委託契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第46号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、町方地区上水道施設整備事業業務委託。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、6億7,774万6,000円でございます。

4、契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、岩手震災復興支援本部長 森本 剛です。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成26年4月15日に行っております。

参考資料をお開きください。

委託期間は、平成26年5月1日から平成30年3月31日を予定してございます。

実施理由は、既に業務委託契約している町方地区の土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業とあわせて、上水道施設整備工事を独立行政法人都市再生機構に委託することにより、復興事業の加速化を図るものでございます。

業務内容は、配水管布設工事延長1万1,900メートル、給水管布設工事860カ所、橋梁添架工事2カ所、延長180メートル、仮設給水管布設工事延長280メートルです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） これに関しては、私は前の工事と同じ、異存はございません。まず、これにも変更はあるということで私は感じておりますが、この水ということで、議長、それは違うということだったら座らせてください。

水というものは、口から飲むものと、それからいろいろなものを排斥して流すもの、それはさっきの下水道となりますけれども、火を消すにも水が必要だということで、この水道にも関連する防火水利の問題、その中で、これちょっと外れていきますけれども、前から防火水利の話、上町地区から通ってますよね。町方を通って大町に行く分、それから旧松の下のところまでくまなく水は通っておりましたけれども、それについての話が、このごろなかなか出てこないということで、もう忘れ去られているのかと。検討いたしますと言いながら、昔私言いました、小釜川に検討というお盆を置いて、その検討という字が川に流れて太平洋に流れていって、あのときの話はどうなったのかと、大きな太平洋になりわからなくなったという話も言いましたけれども、その水の話なんですけれども、防火水利というものに対しては、検討というか何か話になっていますでしょ

うか、町当局で。

○議長（阿部六平君） 質疑を認めます。（「ありがとうございます」の声あり）復興局長。

○復興局長（那須 智君） 消防水利については、うちのほうでは今消防課というところで管理しているわけですが、これについては、うちとしても区画整理のこの事業とあわせて協議は引き続き続けているという状況でございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 復興局長、やはり町を守る部分に関しては、一番怖いのは火事、地震、いろいろな部分で本当にかなり火というものは怖いですよと、自分たちはちゃんと経験しております。さっきもちょっと後ろのほうで先輩議員が言っていましたけれども、やはり水というものは生きていく上で必要であって、生活する上で必要であって、何かのときに必要であって、やはりまちづくりに対して水は必要だということについて、局長がそういう部分で考えるということで、私は検討という字は字のごとく好きではありませんけれども、前向きによろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 答弁はよろしいですか。（「いいです」の声あり）後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私も関連して、大水副町長さん、前からの地域課題として水の問題を出させていただいているわけですが、この間、盛岡の玉山区で山林火災が3日間あったでしょう。ああいうのがたびたび起こるんです、ここで。とてもじゃないが、水道管なんかでは間に合いません。だから今も水に関連して、用水路の問題だとか排水路、こういう図面と並行してそういうものを出してもらいたいんですよ。それが出ない限り、私は賛同しません。もう水に苦しんできたんだから、ここは。書いてあるのを見ると、大槌の歴史だとか文化だとか格好のいいことばかり書いていて、大槌の歴史や文化は水です。湧水の問題、井戸水の問題、一方では、それを残さなきゃならないと頑張っている人たちもいるわけですよ。わざわざ遠くの学者先生までお願いして。そういう片手落ちの、私から言わせればですよ、大槌の歴史を見て、それを否定するような復興計画にはもう何が何でも賛同できません。だから、こういう図面の中にこういう用水路があるんだとか、こういう排水路があるんだとか。ちょっと言わせてもらおうと、集中豪雨があると、沢々から鉄砲水が出るんですよ。何十年、こういうところに育っていない人はわからない。町方に育たない人はわからないです。

○議長（阿部六平君） 後藤議員さん、簡略に。

○10番（後藤高明君） ということで、お願いします。水の問題。（「はい」の声あり）  
小松議員が言うとおりの。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） 区画整理地区については、今現状骨格となる道路の配置を決めたという状況で、具体的にはこれから設計作業を進めていくということになりますけれども、現在、消防と調整しながら消火栓ですとか、防火水槽の配置ということを検討しておりますので、今後こういう設計が整理できてきた段階で、防火上の安全性ということについても、地元で説明する機会を設けるとか、周知を図るとか、そういったことで安全なまちづくりということは調整していきたいと思っております。また、用水の話もございますので、そういったことも含めて今現在検討しているところでございますので、それをまた町民の皆様にお知らせできるように今後も進めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今、後藤議員からも質問があったんですけども、整理して言うと、要はこの860カ所、先ほどの下水道給水管を設置するという工事をしてしまえば、要は防火用水をこの議場で再三やっていたわけです。そのことが後からという後づけで区画整理を直すことはできなくなるはずなんですね、図面上でこれを決めてしまえば。そのことを言っているのではないかなというふうに私は思います。私もそのように思います。今この給排水をもうやってしまって、後から防火用水で町方に水を流しましょうといったときに変更ができるのかどうか、その辺も踏まえてきちんと精査した上でこれは数字を出す必要性があったのではないかなというふうに私も感じております。それで、副町長からの答弁で、この給水管から防火用水をとるというふうになると、実は玉山のほかに釜石でも山林火災が発生したわけですね。一部で恐らく消火栓から水を引っ張った、その消火栓が給水と連動していたのか同じようにつながっていたのかわからないですけれども、一般住宅への給水に影響が出たという話を伺っております。ということは、実際にここの給水を、防火用水を給水から取り入れた場合に、もし山火事が発生して消火活動を行ったら、一般のところの給水にも影響が出るのではないかな、その辺も整理しながらできれば答弁していただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の案件は、一つはまず下水道については、排水と申しまして汚水の排水でございます。したがって、雨水の排水ではございませんので、まず

これは住んでいる方々の汚水、いわゆる生活雑排水の処理ということ。それから、上水道については飲用水の供給でございます。したがって、消防水利の部分を提供するものではございません。また、水圧が下がるのは、消火栓等でやった場合、確かに一時的にその部分を使えば水圧が下がったりするということではございます。ただ、これについてはその部分だけの話ではなくて、排水位置等の位置の問題とか、それからそこに給水する管の太さの問題、あとはどの程度の消火栓かによって変わってございます。ただ今回の場合は、あくまでもこの区画整理事業に伴います汚水の処理と、それから飲用水の供給ということでの工事案件でございます。（「いや、大丈夫かなこれで」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 今局長さん、大体わかったけれども、後で、例えば裏にあるような堰とか、山田線の下を土管が通っているとか、ああいうのを1回やってまたということ大変だと思うんですね。例えば今度は山田線の下といえはJRとの関係も出てくるでしょうから。こういうついでといえは変ですけれども、いいチャンスだと思うんですよ、そういう面では今は。だから、今給水とか汚水とか言いましたけれども、防火用水だって、かつて何か消防車が二、三台接続すると一般家庭の水が出なくなったんですよ。そうすれば今度は、給水管を太くすればいいというような、そういうことを単純に言う人もいるんですけれども、そうではなくて、それはそれにして、せっかくある何百年使ってきた用水溝の水を有効に使うような計画を立てていただきたいと考えています。要望で終わりますから。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと補足説明をします。汚水だけといいますが、雨水管の設備も今回やりますので、これについても見直してちゃんとやるという、雨水管、町方では2,500メートルというのがありますので、これは既存の雨水管を検討した上でも雨水管の整備もいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 今この生活の上下水道ということではわかりますが、議員初め、前からみんなでこの町の水、水路、防火用水路とか町の景観とかそういうことを考えた水の利用ということを考えてほしい、あるいはいろいろな意見が出されて、水車とかでくみ上げるとか、さまざまな意見が出てきたわけなんですけれども、それは別の機会にということで理解してよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そのとおりでございます。今回、この上水道事業、復興費の中で見てございますけれども、基本的にはこれはいろいろな事業の中での契約の案件があつてこういった形になりますが、基本的には上水道、いわゆる水道会計からの繰入金でやってございますので、基本的にはこれは上水道部分の契約案件でございます。（「最後に1つ」の声あり）

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 最後に1つだけお聞きします。この860カ所、先ほどその用地に関しては建築期限はないということで、860カ所の宅地に整備するんだという答弁をいただきました。ただ大事なことは、この860というところに実際にうちが建たないのに、もしかしたら建たないところも出てくるかもしれない、そういうところに整備することが果たしていいのかどうか、要は建つことを前提にしているのはわかりますけれども、過剰投資にならないのか、その辺きちんと精査する必要性はあるのではないのかなというふうに私は思うわけですが、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的にこの区画整理事業地内の事業の構造というのは、もちろん国交省とも協議してございますし、今後そういった事業があれば当然会計検査でもひっかかってまいります。ただ、今の事業の進捗ぐあいの中では、十分の中で再建される、時間はかかるかもしれませんが、十分宅地として使っていくという考えでこの事業を進めてございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第46号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時55分まで。

休 憩

午後 2時42分

○

再 開

午後 2時55分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第11 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第47号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第2期工事です。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、15億4,910万160円です。

4、契約の相手方は、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長 青木敏久です。

次のページをお開きください。

仮契約は平成26年4月21日に行っております。

参考資料をごらんください。

工期は、平成26年5月1日から平成28年3月25日を予定してございます。

実施理由は、東日本大震災津波により、被災した大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業の実施に当たり、必要となる詳細設計及び工事施工を総合的にマネジメントすることで、本震災復興事業の効率的で確実な進捗を図るものです。

工事内容は、上水道施設整備工事一式でございます。配水管布設延長3万730メートル、仮設配管延長5,490メートル、既設管撤去延長8,345メートル、給水管布設866戸、河川横断工2カ所、延長220メートル、構造物築造ステンレス製配水池、加圧ポンプ場等です。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 何でここは前田建設に任せたんですか。黙って再生機構だか何か

にやらないで、何で前田にやったんですか。ちょっとそのわけを教えてください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 都市再生機構とまず最初基本協定を結ぶときに、協議を進めていく中で、都市再生機構さんのほうで受けられる範囲というのが、町方地区の区画整理事業、それから町方地区の防災集団移転促進事業、あるいはそれに関連するような事業ということの中で、都市再生機構さんには委託してございます。それ以外については、都市再生機構さんと委託契約ができませんので、ここからは町で独自の契約ということでやってございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 復興局長、まずこの部分で、26年5月1日から28年3月25日ということで、この全地域、地域によってはいろいろな部分で土地の部分、いろいろな障害というか、いろいろな同意その他もろもろのものがありますよという中で、この工期は一応定めているんですけども、その部分に対しての移動というものはあり得ると考えてよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この契約につきましては、復興交付金事業が平成27年度までということが今のところは明示されていまして、復興交付金事業でございますので、この前には先行した工事も平成28年3月25日ということで、今回その工事の契約に加えてございます。ただ、今のこの状況の中で、ある程度復興交付金事業の先行きの見通し等を踏まえた上で、工期の変更等を検討していきたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第47号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第48号 業務委託変更契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第48号業務委託変更契約の締結についてを議題と

いたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町町方地区防災集団移転促進事業業務委託。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の相手方は、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、岩手震災復興支援本部長 森本 剛です。

4、変更する議決案件は、限度額の変更でございます。変更前23億4,679万6,000円を2億4,618万5,000円増額して、25億9,298万1,000円とするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成26年4月15日に行っております。

参考資料をごらんください。

変更理由は、町方、小枕・伸松地区防災集団移転促進事業として、既に整備を委託している寺野団地以外に、屋敷前団地、柵内①団地、柵内②団地、柵内③団地を追加するものです。

団地概要は、屋敷前団地が区画面積2,997平方メートル、区画数6戸、柵内①団地が区画面積2,236平方メートル、区画数5戸、柵内②団地が区画面積2,942平方メートル、区画数8戸、柵内③団地が区画面積2,156平方メートル、区画数7戸でございます。

別紙として、それぞれの団地の位置図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 済みません、ちょっとわからないところを教えてください。別紙の3のところの柵内の第①から第③までありますが、ちょっとこの図面だけでは場所がどの辺かわからないんですが、ちょっと具体的に、川沿いから見て今の仮設のあるところからどの辺なのか、その辺を教えてください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 柵内①団地につきましては、この間募集いたしました団地でございます。柵内②団地から真つすぐ道路がございますけれども、この先がございますのがゴロリンという岩盤浴の場所があるんですが、その部分の場所でございます。そこを大体この道路を中心に、柵内①、②、③団地ということで整備しようということ

ございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） この屋敷前、ふ化場のところですね。このふ化場のところの、言  
うなれば土地の高さ、地盤高というのは、普通のそこの道路の高さでつくるものなのか、  
そこのところをとりあえず聞いておきます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この部分につきましては、今大体土地の契約が終わりまして、  
買収が終わって、都市再生機構さんと今回こういった契約をしてやるわけですけれども、  
まだちょっと高さについては、今後詳細設計をかけて、等しい高さにした上で整備した  
いと。いずれは、雨水等の部分での浸水のないような高さでの整備を図りたいというふ  
うに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第48号業務委託変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

○

日程第13 議案第49号 沢山地区幹線道路整備事業実施協定の一部を変更する協  
定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第49号沢山地区幹線道路整備事業実施協定の一部  
を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、協定の目的、沢山地区幹線道路整備事業。

2、協定の相手方、盛岡市長田町6番2号アバンサール i、岩手県土地開発公社理事  
長 佐藤文夫です。

3、変更する議決案件は、限度額の変更でございます。変更前6億5,490万円を4億  
3,228万4,000円増額して、10億8,718万4,000円とするものです。

次のページをお開きください。

仮協定は、平成26年4月17日に行っております。

参考資料をごらんください。

変更理由は、測量、調査、設計の結果、道路等整備工事費及び用地取得費等の増額が見込まれることから、経費の限度額の変更を行うものです。また、幹線道路とあわせて上下水道についても一体的に整備することで、効率的な基盤整備を図るものです。

変更内容は、用地取得業務に要する経費の限度額2億3,800万円を1,400万円増額して、2億5,200万円にするものです。主な変更理由は、不動産鑑定評価等用地取得に係る精査を進めていったことによる増額変更でございます。道路等整備業務に要する経費の限度額3億8,600万円を3億9,391万円増額して、7億7,991万円にするものです。主な変更理由は、詳細設計を進めていく中で、補強土壁工法の採用により工事費の増額が見込まれることからです。業務執行に要する経費の限度額3,090万円を2,437万4,000円増額して、5,527万4,000円に変更するものです。業務執行に要する経費は、用地取得業務に要する経費の3%、道路等整備業務に要する経費の5%、支払利息等でございます。

以上の変更により、経費の限度額の総額6億5,490万円を4億3,228万4,000円増額して、10億8,718万4,000円に変更するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） 何回も済みません。この沢山地区の幹線道路ができるということで、今局長のお話の中で、上下水道の部分の工事も入ることになれば、まず上下水道もいろいろ将来的に沢山地区にもいきますよということで、この工事を進める上において先行で管を埋設する、マンホールをつけると、そういう数量も入ってのということによろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この上下水道につきましては、あくまでもこの幹線道路に係る部分だけでございます。ただ、この幹線道路には今でもNTTのケーブルがかなり入っておりますり、あるいは沢山沢側の水路を少し切り回してこの中に入れたり、あるいは今言ったような下水道の污水管、あるいは上水道の管といったものがこの中に縦断的に整備をされることとなります。そういったものも施工にあわせて、一体的に施工するというところでございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） これは小中一貫校に関して、県道から小中一貫校までの道路だと思うんですが、これに関してはいいんですが、ほかの幹線道路、今でなければできない、道路を整理するというのか区画をするというのか、ちょっと道路のつくり方というものを少し考えなければならぬのではないかなと思いますが、今でなければできないのではないかと思います、その辺の考えはないですかね。例えば、バイパスから沢山に入っていく道路、あれを真っすぐ、北小の今の裏の道路を真っすぐ抜けていく道路とか、これからいろいろ造成したりうちが建っていく中で、建ってしまえばもうできない、今でなければできない時期だと思うんですが、その辺の考えはないですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 沢山地区につきましては、当初区画整理事業での事業を考えていたんですけども、ここは浸水しないということで、住んでいる方々のいち早い再建ということで、区画整理事業については今のところはやめてございます。その中で、面的な整備というのはなかなかできる事業はございません。ただ、今言ったようにいろいろなそういった案件はありますけれども、その中では今の時点での事業がないので、その部分は今後どうするかは今後考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） ぜひとも何かいい事業を見つけてやってもらいたいと思います。

それともう一つ、議長、だめだったらだめと言ってください。盛り土の関係で再確認したいと思います。沢山地区の盛り土、町方地区が盛り土することによって、沢山地区が低いような形になります。以前、局長から、沢山地区も沢山沢側を上げるので若干の盛り土があるように聞いておりましたが、その辺はどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 町方地区の盛り土につきましては、基本的には区画整理事業でやってございます。それで、基本的にはここは浸水するというので、浸水しない高さまでは盛り土できるということですので、盛り土にしてございます。

ただ、沢山につきましては、津波による浸水がございませんので、はっきり言って区画整理をしたとしても、盛り土ができないというような状況でございました。その中で今やっているのは、内水が出る部分について盛り土できないかということではやってございます。ただ、かなり家も建ってきたりしてございますし、そこら辺は今どの程度の高さまで、まず内水がどこまであって、どの程度盛れるのか。ただ極端に1メートルも

2メートルも大きく盛れるものではないというふうに思っています。内水の高さの部分の精査と、あとは基本的には宅地でなければ盛れないという前提がございますので、そこら辺も考えながら、今そういった検討を進めている最中でございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 再建したい方々が多くいると思うんです。盛り土をするのかしないのか、するとすればいつごろなのかなって心待ちにしている方も多いと思うんです。それが盛り土がいつごろになるのか、その辺がわかれば、どうなんでしょうかね、その辺をお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それについてはやっています、夏ぐらいには説明会ができるかなと思っています。ただ、何度も申しますように、極端に、普通に家の土どめをするような格好までは盛れないので、家を建てる上で期待されるような高さではないということだけは一応説明しておきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） さきの議会で、私の答弁には、北小の横の道路からバイパスの間は盛り土をするというお答えをいただいたように私は記憶しております。

それと、震災のときなんですけれども、45号線のバイパスの信号がとまって渋滞、堤防に渋滞で並んだ車が流された。そのとき私もそこにいたわけなんですけれども、私は地元で裏通りを通過ってというか、北小の裏を通過って助かったという経緯があります。信号のない道路、海から山へ行ける道路、これが北小の裏の道路だったわけですので、そういう面でも今後検討を加えて道路整備をやってほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的には避難路は、車での避難というのはできるだけ避けて、普通は歩いて高台に上がってくださいというようなことをしてございます。基本的には交差点は、信号についてはいずれ電気がとまれば信号はとまりますので、まずそういうところでは、震災時には交差点の信号はとまるということはどうしようもない話ですし、それを立体交差とかにするということもかなりそれは難しい話でございます。そういう中ではできるだけ震災時には車でなく徒歩での避難をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私が今申しているのは、これから先のまちづくりを含めたこの町の将来を言っているわけです。そしてこの震災におきまして、車がない大変な不便を味わったわけでございます。そして、家族の中で動けない方、寝たきり、さまざま高齢者の方はやはり車で移動するしかない。リヤカーとかそういうのを持っているうちなんかないんですよ、引っ張って歩くとか。車椅子も当然ながら山には持って逃げられない。自動車しかないわけです。道路で動けなくなった状態で置いて逃げるということは考えられることではありますが、やはりこれから先は自動車なくして、生活というか防災というか考えられないと思いますので、その辺も含めて考えてほしいということなんですが、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今車での避難ということなんですが、原則徒歩だろうとは思っています。先ほど議員言われたとおり、限定的な形での避難というものについては、車の避難については、これからしっかりと防災計画の中でうたっていけばと思いますが、やはり原則は徒歩と。震災後、車があった人ない人ということありましたけれども、助かっての命ですから、やはり徒歩での避難を原則としながら限定的に車を使うというあたりを、町民全体でコンセンサスを得ていきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第49号沢山地区幹線道路整備事業実施協定の一部を変更する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第50号 防災集団移転促進事業沢山団地造成業務実施協定の一部  
を変更する協定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第14、議案第50号防災集団移転促進事業沢山団地造成業務実施協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、協定の目的、防災集団移転促進事業沢山団地造成業務。

2、協定の相手方、盛岡市長田町6番2号アバンサールi、岩手県土地開発公社理事長 佐藤文夫です。

3、変更する議決案件は、限度額の変更でございます。変更前6億600万円を1億3,340万3,000円増額して、7億3,940万3,000円とするものです。

次のページをお開きください。

仮協定は、平成26年4月17日に締結しております。

参考資料をお開きください。

変更理由は、測量、調査、設計の結果、造成工事費及び用地取得費等の増額が見込まれることから、経費の限度額の変更を行うものです。

変更内容は、用地取得業務に要する経費の限度額3億6,100万円を2,120万円増額して、3億8,220万円にするものです。主な変更理由は、不動産鑑定評価等用地取得に係る精査を進めていった中における増額変更でございます。用地造成等業務に要する経費の限度額2億1,000万円を1億1,019万円増額して、3億2,019万円にするものです。主な変更理由は、詳細設計を進めていく中で、擁壁等の構造物の設置が必要になったことによる増額変更でございます。業務執行に要する経費の限度額3,500万円を201万3,000円増額して、3,701万3,000円に変更するものでございます。業務執行に要する経費は、用地取得業務に要する経費の3%、用地造成業務に要する経費の5%、支払利息等でございます。

経費の限度額の総額6億600万円を1億3,340万3,000円増額して、7億3,940万3,000円に変更するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 1点だけ。用地造成業務に関する経費の限度額のところ、今の説明で、擁壁が必要ということから増額になったように思われるんですが、当初大槌町のほうで設計上で考えていた部分には擁壁はなかったということによろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） これは土地開発公社に委託してございますけれども、当初はいわゆる概略設計というか、本当の概算額での契約額を土地開発公社から示されてございまして、用地を買っていった中で、用地の形状とかいろいろと変わっていく、そういう

った中で詳細設計を進めていく中で、擁壁が必要だということまでわかったということで、最初からなかったというよりも、初めはそういった擁壁等を含んだようなものではない、あくまでも概算的な工事費というもので最初は限度額を設定させていただいたというものでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 当初の部分では見ていたけれども、地形の変更いろいろあってということなんですが、ただ予算の限度額の額が10%とかその程度で変更になるのであればいたし方ないのかなと思ったんですが、ただ1.5倍になっているという部分でちょっとあれっと思ったので質問させていただきました。その辺で、今後も予想される部分はいろいろあると思います。ただ極端に予算額が変わらないように、調査設計していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。要望です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第50号防災集団移転促進事業沢山団地造成業務実施協定の一部を変更する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第51号 （仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第51号（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） それでは1、協定の目的、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業。

2、協定の相手方、盛岡市長田町6番2号アバンサール i、岩手県土地開発公社理事長 佐藤文夫でございます。

3、変更内容ですが、限度額、変更前30億8,490万円を12億7,551万2,000円増額し、

変更後43億6,041万2,000円とするものでございます。

次ページをお願いいたします。

仮協定の締結年月日です。平成26年4月17日でございます。

変更概要については、別紙資料をごらんください。

変更理由ですが、測量、調査、設計の結果、造成工事費及び用地取得費等の増額が見込まれるため、経費の限度額の変更を行うものです。

変更内容ですが、経費の限度額、変更前30億8,490万円を12億7,551万2,000円増額し、変更後43億6,041万2,000円とするものでございます。内訳でございますが、用地取得業務に要する経費の限度額7億3,900万円を2,750万円増額し、7億6,650万円とするものでございます。これについては、代替地分の増によるものでございます。用地造成等業務に要する経費の限度額21億6,770万円を11億8,565万4,000円増額し、33億5,335万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、グラウンド整備工、キョウソウ工の追加、グラウンド設備、照明、防球ネット等の設備の追加、代替地整備費の追加、あとはグラウンドの面積を広げるための擁壁工の延長増等でございます。業務執行に要する経費の限度額1億7,820万円を6,235万8,000円増額し、2億4,055万8,000円とするものでございます。これについては、岩手県土地開発公社の事務費及び支払利息等となっております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第51号（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の一部を変更する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第52号 平成26年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第16、議案第52号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第1

号) を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 補正予算書1ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。9款地方交付税1項地方交付税、補正額2,076万円は、復興交付金事業で実施する復興整備事業管理支援業務委託などに伴う震災復興特別交付税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額5,603万円は、臼沢橋外橋梁改修事業に係る社会資本整備総合交付金であり、今回の道路関係事業費に対して65%の補助率であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額2,960万円は、復興整備事業管理支援業務委託に係る東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

18款繰越金1項繰越金、補正額7万円は、今回の補正財源として計上するものであります。

20款町債1項町債、補正額3,010万円は、今回の道路関係事業費の補助残に対する町債であります。

2ページをお開きください。

歳出。8款土木費2項道路橋梁費、補正額8,620万円は、社会資本整備総合交付金により施工する臼沢橋外橋梁改修工事であります。

15款復興費1項復興総務費、補正額1,336万円は、復興交付金事業に係る下水道事業特別会計への一般会計繰出金であります。2項復興推進費、補正額3,700万円は、町方地区以外で実施する復興整備、CM事業に伴う復興整備事業管理支援業務委託料であります。

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

追加。事項、(仮称)おおつち学園小中一貫教育校建設事業、期間、平成26年度から平成27年度まで、限度額、29億1,134万円。

4ページをお開きください。

第3表 地方債補正。

追加。起債の目的、臼沢橋外橋梁改修事業債、限度額、3,010万円。起債の方法、利率及び償還の方法は当初予算の説明と同様であることから省略させていただきます。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3 ページ、第2表 債務負担行為補正。追加。進行します。

4 ページ、第3表 地方債補正。追加。進行します。

7 ページ、歳入。9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行します。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行します。

17 款繰入金 2 項基金繰入金。進行します。

18 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

20 款町債 1 項町債。進行します。

8 ページ、歳出。8 款土木費 2 項道路橋梁費。金崎悟朗君。

○9 番（金崎悟朗君） 道路橋梁維持費ですけれども、今回臼沢橋とか小松野の橋梁について修繕になると、それは見てわかりましたけれども、いかんせん大槌町の橋となればほとんど、臼沢橋とか小松野の橋はある程度普通車は往来できますけれども、あとの河川についている橋については、今後こういう道路橋梁費のこともあるんですけれども、あとの橋について、今後かけかえする予定組んでいただきたいと思っておりますけれども、どんなものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回、道路橋梁維持費ということで出しておりますこれらの橋の部分については、これは長寿命化計画というものに基づいての修繕、いわゆる同じ橋のものをそのまま修繕していくというもので、改良事業ではございません。改良事業につきましては、今後かなりの、まず1つの橋をかけかけるというのは結構な金額になりますので、今後この社会資本整備交付金事業等を活用しながら、今後そういった部分と町の中の財政とも検討しながら、できるものであればそれは進めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9 番（金崎悟朗君） 局長、確かにできることならというのでね。この震災によって上のほうに仮設団地を設けて人が移動したわけだ。そうしたら、例えば恵水講とかああいところに行ったら、車1台しか通れないと。歩行者も車が来れば待っていなければならないというような橋が多いわけだ。小鍬川とか三枚堂とか蔵打直とかそういう橋が余りにも多いと。これをやはり年次計画なり立てながら、何年に1回とか橋梁をかけかえ

しないとうまくないと思いますけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今の仮設にかかっているような橋というのは、ほとんどあれは町道といいながらも全て農道橋ということで、農業事業、農林事業における災害復旧等で木橋等からかけかえた橋でございます。幅員がかなり狭いということで、現在も仮設住宅がちょうど奥のほうに來まして道路の交通量がふえたということで、幅員が今減少しているという状況でございます。その仮設住宅もずっとあのままあるわけではございませんので、今後仮設住宅がなくなって、あるいは復興住宅、防集団地が整備されていく状況の中で、そういった橋梁についても、優先順位を決めて、そういった改修が出来るようであればそうしていきたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 3回目ですので、例えば白銀のほうは中山間でかけかえたと。これからはやはり確かに仮設団地から人は抜けるとは、当然抜けるんですけども、例えばああいふ恵水講の橋の向こうにはうちは1軒しかない。だけれども、やはり田畑があると。いろいろな農機具から、歩行者もたまには通ると。たまにしか通らないけれども、何も熊の通るところに橋はいらないんじゃないかという考え方もあるようなことも聞いているけれども、ただ、やはり橋とすれば、確かに農林の関係でつくった橋かもわかりませんが、やはり過疎債というのもあるし、そういう社会資本整備の金とか、いろいろな金の使い方を何とか工夫して、やはりこれからの大槌町の今既存している橋をかけかえるような方向に持って行っていただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 社会資本整備交付金の場合は、基本的には改修に当たる場合には、交通量が幾らあるかというのが一つの採択基準となっております。農業施設につきましては、それを利用している農家の数が何戸以上あるか、災害復旧であれば最低2戸以上という格好なんですけれども何戸以上あるか、あるいは田畑の面積等が農業施設として補助対象になるかどうかといったようなさまざまな採択基準がございます。そういったさまざまな、国交省だけに限らず、そういった農林水産というような事業を考えた上で、今後過疎債も含めて、今復興計画がありますが、総合発展計画等の中できちんとそういったものを精査して、その順位をもちまして整備を進めていきたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

15款復興費 1項復興総務費。小松則明君。

○7番（小松則明君） 議長、この復興費ということは、復興総務費、総務というものはいろいろなものを絡めるということでお聞きいたします。前にも私、何回も何回も言っていますけれども、この林道の件。林道城山というと災害のときにかなり使いましたよということで、予算もとったはずです。予算もとったんだけどもいつ出るのかなと心配していました。現に、今も車1台通れるか通れないかということで、前も議会で市長に何回も何回も言って産業振興のほうでやりますよと。例えば、今また津波が来た場合には、無防備な大槌町になった場合、あそこの道路は大切でしょうと。そのときに通れない、車が落ちた、そういうことになったら、これはやはり誰の責任ですかということになれば、トップですよ。責められるのは町長になってしまうと。やはりやることはやりましょう。早目にやっていつでも万全ですよと。この言葉は大ケロ地区の方々が、散歩がてらに歩いてからも何回も何回も、「いつ言っているのや、この間の3月議会で言ったべ」と、「いつ執行するのや」ということで責められている部分もあります。どうでしょう、財政課長、早くやらねばならないと思いますがどうでしょう。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 林道のそういう避難路というか、中央公民館に続く道路につきましては、予算的には産業振興部農林水産課で予算化をしております。先般の会議等でもやはりお話が出たとおり、この辺につきましては早急に、危機管理もそうなんですけれども、農林サイドとも検討しながら早急に対応を図っていくということで考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 総務部長の言葉を信じまして、あしたから始まるのかなと。それは冗談を言う気持ちになれたのも、この3年という年月もあると思いますけれども、だけど本当に私何回も何回もこの二、三日の間にも通ってきています。やはりその部分であのときのこの道路を通った気持ち、そのためにトンネルを掘りたいということもあったということで、大槌町はこれから進んでいく道、また、いつでも防御の体制ができていくということは大切だと思いますので、総務部長、財政課長、早目にやりましょうね。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君）　ここでしかしゃべるところはないのかな、災害公営住宅へ入る場所、入るところの道路、これがほとんどというぐらいかなり悪い状況になっています。でこぼこというのかな。仮設に入るところの道路です。この項目がないからどこでしゃべったらいいかなと思っていましたけれども、これをまだここ半年、1年もしくは2年、まだいるわけですから、これは何とか補修してやらねばならないのかなと思いますが、その辺予算つけてもらえないですかね。

○議長（阿部六平君）　財政課長。

○財政課長（岡本克美君）　仮設周辺整備の部分に関しましては、当初予算においても、済みません、ちょっと今あれなんですけれども、予算を計上しております。それで、被災者支援室が担当なのでございますが、各地区の仮設住宅の会合等から、今回もちょっと今担当課と調整はしておりますけれども、生井沢の入り口のあたりがちょっと悪いということでしたので、あそこら辺を今回は計画をしたり、予算には計上しております、各仮設住宅との話し合いによって今後検討していきたいと思っております。

○議長（阿部六平君）　岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君）　ほとんどの仮設に入る入り口はそうです。生井沢もそうですけれども、ほとんどです。現地を確認しながら、そのところをお願いしたいと思います。答弁はいいです。（「関連」の声あり）

○議長（阿部六平君）　後藤高明君。

○10番（後藤高明君）　私、第9仮設にいます。山岸橋から入って、あそこの蕨打直の橋は何というんですか正式な名前、康悦さん、あかね会へ抜ける橋、（「蕨打直橋」の声あり）蕨打直橋ね。その間に、ご存じのとおり、かつていろいろ論争があって、水道を通したり、水道行っていますよね、向こうまで。川下から川上に水道を通すというのは。四季の郷もあり、物すごいんですよ、交通量が。私なんかは年も年だから、車が来そうになれば待っていて、私おくれて入っていくんですが、ところがもう若い連中なんかは、ずらっとして入ってくるんですよ。あの狭い橋ですれ違うとか。今言うように、全部仮設住宅のある場所の橋というのはほとんどだめなんです。それでお願いなんです、早く出たいんですが、あと四、五年いるようになるんじゃないですかね。私そういうふうに考えているんです。みんなそう思っています。四、五年はいるだろうと。それできのう、きょうかな、釜石市で初めて仮設住宅の整理をやっているんですって。大槌も結構もうあいているところがあって、やがて公営住宅等の関係でそのような作業に入って

いかなければならないと思うんです。そういうことも含めて、やはり山岸橋だとか、今言う蕨打直の橋だとか、そういうところもある程度の、幾らかでも広げるとか、そういうことを考えながら進めていってもらいたいと思うんですが、どなたに聞けばいいのかな。部長さん、よろしく。そのことについて。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 橋梁整備に関しましては、今言ったように、未来永劫仮設があるわけではないという中で、今現在ふえているというところは承知してございます。幅員を広げると一概にいいましても、その場合、普通橋の構造でいいますと、もう一つ橋をかけるか、その橋を一旦全部とってしまっって幅員を広げるということで大規模な工事になります。あるいは通行どめも逆にかかるという中では、一応うちのほうでもいろいろ橋については臼沢橋の人道橋とか考えているんですが、そういった面でいろいろ思案しているところがございます。今言ったようにそういった部分で財源等を見ながら、また後々の交通量を見ながら、必要であれば拡幅はしていきたいと。ただ、今緊急にどうこうというのはなかなか難しいというのが本音でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。2項復興推進費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第52号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第53号 平成26年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第17、議案第53号平成26年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1 ページ目をお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入です。5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1,336万円の増は、一般会計繰入金の増額によるものでございます。2項基金繰入金、補正額5,344万円の増は、東日本大震災復興交付金基金繰入金の増額によるものです。

2 ページ目をお開きください。

歳出です。6款復興費1項下水道整備費、補正額6,680万円の増は、大ケロ地区、枉内地区、寺野地区の下水道整備工事です。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億184万4,000円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入。5款繰入金1項他会計繰入金。進行します。

2項基金繰入金。進行します。

6 ページ、歳出。6款復興費1項下水道整備費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第53号平成26年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（阿部六平君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成26年第4回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時49分

上記平成26年第4回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員